

## 青色申告の節税効果

青色申告の場合の節税効果について、6ページの表を使って白色申告の場合と比較してみます。

＜設例1＞ 配偶者等の親族が、本人が営む事業に専ら従事していない場合（本人のみの場合）	
事業の利益（事業に係る収入から必要経費を差し引いた金額）	600万円
社会保険料控除	40万円
生命保険料控除	12万円
地震保険料控除	5万円
配偶者控除	38万円
基礎控除	48万円
（注）所得税の場合の控除額	

### ◇ 白色申告の場合

各種控除の額を事業の利益から差し引いて税額を計算した結果、所得税、復興特別所得税、事業税及び住民税の各税の合計額は、1,128,700円となります。

### ◇ 青色申告の場合

青色申告特別控除65万円の適用を受けた場合（B）、各税の合計額は、930,900円となり、白色申告の場合（A）に比べて197,800円の節税となります。

また、青色申告特別控除10万円の適用を受けた場合（C）でも、各税の合計額は1,098,200円となりますので、白色申告の場合（A）に比べて30,500円の節税となります。

＜設例2＞ 配偶者等の親族が、本人が営む事業に専ら従事している場合（事業専従者ありの場合）	
事業の利益（事業に係る収入から必要経費を差し引いた金額）	600万円
配偶者の青色事業専従者給与の金額	120万円
社会保険料控除	40万円
生命保険料控除	12万円
地震保険料控除	5万円
基礎控除	48万円
（注）所得税の場合の控除額	

### ◇ 白色申告の場合

事業専従者控除額86万円を事業の利益から差し引いて税額を計算した結果、所得税、復興特別所得税、事業税及び住民税の各税の合計額は、934,700円となります。

### ◇ 青色申告の場合

e-Taxによる申告（電子申告）又は電子帳簿保存を行って65万円の青色申告特別控除の適用を受けた場合（E）、配偶者に支払う青色事業専従者給与の金額120万円を事業の利益から差し引いて税額を計算した結果、各税の合計額は、636,900円となります。

配偶者に基礎控除以外の所得控除がなければ、本人と配偶者が負担する各税の合計額（E+G）は670,000円となり、白色申告の場合（D）に比べて264,700円の節税となります。

また、10万円の青色申告特別控除の適用を受けた場合（F）でも、本人と配偶者が負担する各税の合計額（F+G）は816,900円となり、白色申告の場合（D）に比べて117,800円の節税となります。

◇ 設例の税額計算

(単位：円)

	設例1 (本人のみの場合)			設例2 (事業専従者ありの場合)			
	本人分			本人分			配偶者分
	白色申告	青色申告		白色申告	青色申告		
	A	B	C	D	E	F	G
事業の利益	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	
青色申告特別控除	—	650,000	100,000	—	650,000	100,000	
青色事業専従者給与 事業専従者控除	—	—	—	860,000	1,200,000	1,200,000	
事業所得	6,000,000	5,350,000	5,900,000	5,140,000	4,150,000	4,700,000	
給与所得	—	—	—	—	—	—	650,000
所得控除の合計	1,430,000	1,430,000	1,430,000	1,050,000	1,050,000	1,050,000	480,000
課税される所得金額	4,570,000	3,920,000	4,470,000	4,090,000	3,100,000	3,650,000	170,000
所得税額 (基準所得税額)	486,500	356,500	466,500	390,500	212,500	302,500	8,500
復興特別所得税額 (基準所得税額×2.1%)	10,216	7,486	9,796	8,200	4,462	6,352	178
①所得税及び復興 特別所得税の額	496,700	363,900	476,200	398,700	216,900	308,800	8,600
②住民税	477,000	412,000	467,000	424,000	325,000	380,000	24,500
③事業税	155,000	155,000	155,000	112,000	95,000	95,000	—
所得税、復興特別所 得税、住民税及び 事業税の合計 (①+②+③)	1,128,700	930,900	1,098,200	934,700	636,900	783,800	33,100

- (注) 1 上記の「配偶者分」は、本人が青色申告の場合です。  
 2 上記のいずれの場合も、住民税均等割額は5,000円として計算しています。  
 3 上記の税の他、国民健康保険料(税)などの計算にも影響します。

◇ 節税効果の比較

	本人のみの場合			青色事業専従者ありの場合 (青色事業専従者の負担額を含む)		
	白色申告	青色申告特別控除額		白色申告	青色申告特別控除額	
		65万円	10万円		65万円	10万円
税負担	1,128,700	930,900	1,098,200	934,700	670,000	816,900
節税効果 (差引)		-197,800円	-30,500円		-264,700円	-117,800円